

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

岬町長

田代 堯

岬町条例第26号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岬町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の125」とあるのは、「100分の75」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の76.25」に改める。

第12条の2第1項中「100分の105」とあるのは、「100分の50」を「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」に改める。

第22条第1項中「100分の125」とあるのは、「100分の75」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の76.25」に改める。

第22条の2第1項中「100分の105」とあるのは、「100分の50」を「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。